

第165回和光市環境づくり市民会議定例会(全体会議)要旨

日 時 令和3年2月12日(金) 午後3時～午後3時50分
場 所 602会議室
出席者 8名
峯岸正雄、芝勝治、高橋勝緒、高橋絹世、友國洋、松田廣行、渡辺康三、
小林新
傍聴者 なし
事務局 環境課 課長 亀井、主幹 加藤、塩野

1 開会

- 峯岸会長から開会のあいさつ

2 議題

前回会議の意見集計及び修正後の第3次和光市環境基本計画素案について

(事務局説明要旨)

- 第164回会議の書面会議では、12月時点での第3次和光市環境基本計画の素案について2名から5件の意見が提出された。
 - 資料「第164回環境づくり市民会議意見集計」の1点目及び4点目の意見については、第2次計画を見直すものである旨を入れるとの意見だが、計画全体は単に第2次の見直しではなく、新たに策定するものであることから、今回の素案の1頁、1-2の表題を「本計画の見直しの背景」から「本計画の策定の背景」に修正した。
 - 2点目の1頁のSDGsの説明の削除の意見については、SDGsを知らない方もいるため、記載を削除せず、残すこととした。
 - 3点目の2頁のパリ協定の説明の簡略化の意見は、世界の動向として必要な部分であり、初出の記載であることから、残すこととした。
 - 5点目、図2-2-33「白子川流量の縦断変化」の成増橋のデータについては「成増橋の流量のデータ無し」と注を掲載した。
- 環境審議会での意見を踏まえた主な修正部分について
- 47頁、「3-1. 望ましい環境像」で「望ましい姿1 みんなで地球温暖化対策に取り組むまち」を新たに掲げ、望ましい姿を4つとした。地球温暖化対策に関しては、望ましい姿とは別に位置づけていたものを、単独で望ましい姿に位置づけた。この修正に伴い、47頁、「3-2. 望ましい姿の将来イメージ」以降を修正した。
 - 48頁「(1) 望ましい姿1 みんなで地球温暖化対策に取り組むまち」に、「地球温暖化対策の推進」を方針として掲げ、重点方針とした。
 - 第4章と第5章の記載順を入れ替え、52頁、第4章、「望ましい姿1の実現に向けた方針と環境施策 ー地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」とし、65頁、第5

章は、「望ましい姿（2～4）の実現に向けた方針と環境施策」とした

- 58頁、第4章「4-2. 温室効果ガス削減目標」で、二酸化炭素排出量の削減目標について、「2030年度までに2013年度比で「26%削減」としていたが、「30%削減」に修正した。カーボンニュートラルを視野に入れて国・県を上回る削減目標を定め、市民・事業者も意識しやすく分かりやすい目標とした。
- 59頁、「4-3. 温室効果ガス排出抑制などに関する施策（緩和策）」の「4-3-1. 部門別の取り組み」について、二酸化炭素排出量の多い部門から並び順を変更した。
- 63頁、「(3) 施策3」として、「低炭素型の交通体系の推進」を追加しました。現行の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）においても施策として入っている。望ましい姿3「安全で住み良い環境を未来につなぐまち」、方針1「循環型社会の形成」への移行を検討していたが、エネルギー施策として地球温暖化対策の施策への位置づけが必要と考え、現計画と同様とした。
- 第5章では、65頁以降、各方針の「② 数値目標」において、目標値を記載した。
- 第6章では、76頁、「6-2. 計画の推進体制」において、組織の掲載順を修正し、77頁、和光市環境審議会を先に記載し、また、「6-2-4」として「和光市地球温暖化対策委員会」を追加した。
- 77頁、「図6-2-1 和光市環境基本計画の推進体制」の図を修正した。

今後、各会議体からの意見をもとに素案を見直し、環境審議会の意見を伺い、パブリックコメントを経て策定を行っていく予定である。

意見等

- 47・48ページが重複している。また、16・28頁が空白になっている。
→（事務局）修正する。
- P11人口で「市政施行以来」とあるが、制度の制が正しい。
→（事務局）修正する。
- 規則等の掲載はしないのか。
→（事務局）資料編についてはこれから入れる。最終的には規則等を記載する。

■公有地化等についての意見

- 理想論で具体的な感じがしない印象。今日お配りした意見の（1）総論というところに書いた。和光市の自然環境として、湧水と斜面林の重要性が述べられているのは良いが、その持続的な保全のための財政的な対処方法がほとんど述べられていない。一度失われると二度と得ることのできない身近な自然を、公有地化するということが入っていない。緑地の私有地という言葉が多いんですけど、公有地化や文化財などの指定などにより持続的に維持することの重要性を基本計画に盛り込む必要があることを非常に感じた。これは強く要望する。P9の方針2に寄付制度の充実やトラスト制度の導入により公有地化など持続的な保全を可能とするというようなことを入れたい。

また、P66表「民有地の自然環境保全の仕組みづくりを推進します」に、ぜひ公有地化を盛り込みたい。民有地の公有地化などにより持続的な維持管理を可能にしますという方針が入るべきだと考えている。

- P26下の表があるが、小学校の名前が五小と白子小は入っているが四小が地図に載っていない。四小が一番樹木が多くて、非常に沢山の樹木を育てている。
- 縄文時代の遺跡も多いことなどが抜けていると思った。弥生時代が多いが、縄文土器もたくさん出ている。
- P41「②市民ボランティアによる美化活動」が書いてあるが、市と市民団体の共同事業などによる湧水斜面林の保全もかなりちゃんと行われている。ここに市民ボランティアによる美化活動だけでなくぜひそういう市との共同事業による保全活動についても入るといい。
- P42にできれば保全活動の写真を入れたい。
- P48(4) 子供向けの環境教育、環境学習の機会の提供や、と書いてあり、それに並んで自然と触れ合える場の提供も大切な環境保全の一つの形と思い、入れたいと思った。

→ (事務局) 公有地化について財政的な対処方法を示唆していないが、湧水斜面林だけでなく、他の環境施策全体的な形として財政の対処法というのは特に述べていない。具体的に体制的な部分まで環境計画のほうで述べるのは難しいと考えている。

→ (会員) 体制を欠く非常に大きな要因だと思う。進めようとしている、という姿勢が絶対に必要だと思う。

→ (事務局) 環境基本計画に財政的な負担の部分を位置付けるのは現時点での確かということになってきたときに、緑地保全計画を緑の基本計画の方に統合して今後作成していく方向の中で、基本計画で先行して財政的負担のところを記載するのは難しいという判断をしている。

→ (会員) 他のソーラーバッテリーを補助をする等のことは記載されている。トラストの話は少し出てくるので全く入っていないとは思わないが、今のお答えでは望ましい姿はこうありたいでも実現する方法はわかりません。みたいな話になってしまうのではないかな。

→ (事務局) わかりませんということではない、あくまで環境基本計画は市の全体の環境について記載していくもので、保全に特化した計画ではない。緑地保全計画は、環境基本計画の中でうたいきれない部分を具体化する意味合いを含めた中で策定されている。今後緑地保全計画を統合する緑の基本計画について、そちらで財政的な対処も視野にいれた形で具体的な検討をされていくものと思う。先んじて環境基本計画に組み込むのは時期として少し適切ではないと考える。

→ (会員) 話は分かるが、基本計画として公有地化しないとどんどんマンションになる現実を見て欲しい。そういう状況において基本的な計画として公有地化などを進めたいというのは必要ないのか。

→ (事務局) 必要がないということを示しているわけではない。

→ (会員) 財政的に予算を縛ろうということとはできないと理解しているが、これだ

け理想論が書いてあるならば公有地化を入れられないのか。きれいごとというか、どちらでも良いような書き方になってしまう。前からそれは非常に気になっている。→（事務局）基本計画としての特性上、いろんな施策を包含できなければいけない。これから実行計画を策定していく段階であり、基本計画に細かい記載ができない部分もある。

→（会員）細かい記載では絶対ないと思う。公有地化が絶対に必要だという話は避けて通れないと思う。会長はどうとらえているか。

→（会長）環境審議会も、まだそこまでの話になっていない。ただ、環境づくり市民会議等の意見等での内容は知っているので公有地化が一つの有効な手段であることは認識していると思う。

→（会員）そういう段階であればなおさら理念として公有地化することが必要、でないとマンションになってしまう。それを防ぐ一つの方法として、オンリーワンではないが、公有地化というが一つも出てこない。緑地湧水地に私有地が多いという話は出て来る。それで良いのか。

→（会長）手遅れにならないうちに何とかしてほしいというのは確かにある。

→（会員）全部伐採されてマンションになるのをなんとかして止めないと。和光には緑があって結構だなんてアンケート結果が出ているが、全て絵空事になる。

→（会員）マンションにせよ戸建てにせよ、まちが開発されることにつれて畑だったものが変わっていく。それに対する歯止めというのは開発地の何%は緑地とするという縛り、法律的なものもあるが、あまりそのところを規制できないところが痛いところ。緑地比率ということになってくるとやはり少ない。おっしゃることはよくわかるが、和光市はそうして今まで発展してきたわけだから、もう少し規制して緑地率を変えるように。

→（会員）開発地の何%を公園にするという考えは良いが、微々たるもの。どこを重点的に残すべきか、開発するところは開発する、残すべきところは残していかなければならない。何%をノルマにするとかいう法律ではなくてやはり、公有地化しないといけないと思う。

→（会員）そこは全く賛成。

→（会員）大事な緑地を選んで残すべきだと思う。何%とかいう話ではない。開発するのを止めろと言っても止まらないし、悪いことではないが、開発と保全のバランスをどうとるのか。

→（会員）それが課題。それに関連して、P 27 緑地面積が出ている。例えば広沢では緑被率が47%、諏訪原団地は60%ともものすごく高い。広沢がこんなに高いというのは樹林公園があるからか。

→（事務局）樹林公園を広沢とカウントしていると思う。

→（会員）わかりました。

→（事務局）頂いた意見で、考え方としては最もな部分、理解する部分があるが、基本的な部分で緑の基本計画がこれから作られていく中で、一程度保存されていかなければいけないものの優先順位とかも検討されるやと思う。確かに環境基本計画にここまで文言を入れたいという意見は十分理解はできるが、そこの兼ね合いで

公有地化までの表現というのは現時点では入れにくい。今、庁内でも最終確認をしているのでその意見等を踏まえて、調整をさせていただきたい。今の段階でこの表現を入れますという回答もできない状況をご理解いただきたい。
→（会員）その通りだと思います。

3 閉会